

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年6月24日

会社名 : 株式会社キャストリコ
代表者名 : 代表取締役社長 佐川 達也
問合せ先 : 常務取締役 都留 顕二
(03) 6910-1651
U R L : <https://www.castrico.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中でも、安定的な成長・発展を遂げるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠であると考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために、必要な見直しを行い、ステークホルダーに対して常に公正な経営情報を開示することで、適正性を確保してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社NFKホールディングス	1,147,500	52.06
吉田 隆治	235,700	10.69
丸文株式会社	100,000	4.54
塩田 秀明	97,300	4.41
佐川 達也	53,500	2.43
三浦 隆夫	48,700	2.21
都留 顕二	48,700	2.21
有限会社清水エイジェンシー	48,700	2.21
MATSUMOTO FRANK KAZUO	40,000	1.81
中嶋 克宜	40,000	1.81
町田 美智子	40,000	1.81
KS MICROELECTRONICS LLC	40,000	1.81
CHEUNG SANDER	40,000	1.81

(注) 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

支配株主（親会社を除く）の有無	—
親会社の有無	株式会社N F Kホールディングス（上場：東京）（コード）6494

3. 企業属性 更新

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

親会社である株式会社N F Kホールディングスとの利益相反取引及び関連当事者取引については、社内規程に従い、当該取引を実施する部署、コーポレート本部及び監査室において、親会社からの独立性の観点も踏まえ、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前に確認を行っております。また、事前の確認に加え、当該取引の事後において、コーポレート本部及び監査室による確認を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

(1) グループ経営に関する考え方及び方針

当社の親会社である株式会社N F Kホールディングスは、複数の子会社・関連会社を有しており、経営理念である「最先端技術を社会に提供し、地球環境保全と循環型社会の実現に貢献する」ことを追求するとともに、全てのステークホルダーの繁栄を目指して事業活動を行っております。

親会社グループは工業炉燃焼装置関連事業、エレクトロニクス関連事業及びその他事業を営んでおり、当社はエレクトロニクス関連事業を展開する会社として位置付けられております。

少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

(1) 親会社における上場子会社のガバナンス体制の確保に関する方策

当社の親会社は、上場子会社・関連会社が中長期的に企業価値を向上し、少数株主や当社を含む全ての株主の共同利益を最大化させることが重要であると認識しており、当該認識に基づいて上場子会社・関連会社の議案について議決権を行使することを定めております。また、親会社は、上場子会社・関連会社の独立性に影響を与えるような事前承認を求めることはしておらず、親会社が各社の意思決定を不当に拘束することがないよう配慮しています。

(2) 親会社からの独立性の確保

当社は、同社から1名を当社取締役として招聘し、経営に関する総合的な助言を受けておりますが、取締役会決議において特別の利害関係を有するものは当該議案の決議に参加できないことが定められております。また、当社と同社との間には事業上の取引関係、金銭等の貸借関係や保証・被保証関係等はありません。上記より、同社からの事業上の制約はなく、当社独自の経営判断が行える状況であり、同社からの一定の独立性が確保されていると判断しております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している。
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	－

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
上出 勝	他の会社の出身者												○
吉武 光太郎	他の会社の出身者												○

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
上出 勝	—	—	弁護士として、労務関係を始めとする広範かつ高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営監視機能の強化を図るのに適任であると判断しております。また、取引所が規定する属性情報についての該当状況は、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。したがって、当社は、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
吉武 光太郎	—	—	公認会計士としての豊富な実務経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有していること、また、会社経営者としての幅広い見識を有していることから、多角的な視点による適切な助言、提言をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただけると判断しております。また、取引所が規定する属性情報についての該当状況は、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。したがって、当社は、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】 更新

監査役会設置の有無	あり
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役、会計監査人及び独立した内部監査部門としての監査室は、適宜情報共有・意見交換・連携を行うことで実効的かつ効率的な三様監査を実施できる体制の維持向上に努めております。監査役と会計監査人は、年数回の定期会合のほか必要に応じ会合をもち、監査計画や監査報告について協議することにより、連携を図っております。監査役は監査室から監査結果等の報告を受けているほか、毎月情報交換会を実施しております。監査室と会計監査人は財務報告に係る内部統制の整備・運用状況評価に関し適宜ミーティングを実施し情報を共有して連携を図っております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している。
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
中山 雅人	他の会社の出身者														○
谷 光	他の会社の出身者														○
高島 達也	他の会社の出身者														○
布村 洋一	他の会社の出身者														○

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 雅人	—	—	事業会社において長年経理部門に従事し、財務・会計・経営・内部統制システム等の知見や、経理担当取締役としての幅広い見識と豊富な経験・知識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監査を行うのに適任であると判断し、選任いたしました。
谷 光	—	—	事業会社において営業部門に従事し、加えて海外赴任等で培った幅広い見識と豊富な経験・知識を有しております。また、国際的な視点で海外と信頼関係を築き、大学教授として外国人留学生との交流実践的知識を修得しております。さらに、事業会社の代表取締役としての経験もあり、経営の重要事項の決定及び業務執行の監査を行うのに適任であると判断し、選任いたしました。
高島 達也	—	—	長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監査を行うのに適任であると判断し、選任いたしました。
布村 洋一	—	—	経営者・役員として企業経営に関する豊富な経験・知見を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監査を行うのに適任であると判断し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません。
---------------------------	-----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬、賞与の額は、株主総会の決議に基づく限度額の総額（年額300,000千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定しております。
--

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に對しては、必要に応じて取締役会議案の説明を行うことなどを通じて、十分な情報提供を行っております。社外監査役に對しては、内部統制システム構築の基本方針に基づき任命された監査役補助者が、監査役会事務局として社外監査役を補佐しております。取締役会に先立ち開催する監査役会において、社外監査役に對し議案の事前配布と事前説明を実施しております。また、社外取締役及び社外監査役に對して、主要会議の資料を随時送付するなどにより、意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役に構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、4名で構成されております。監査役会の議長は、監査役の互選により選定された常勤監査役が務めております。原則として月1回、監査役会を開催しております。各監査役は、監査役会規程に基づき、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従って取締役会を始めとする重要な会議に出席し、取締役の職務執行を含む日常の経営活動の監査を行うとともに、必要に応じて意見を述べ、経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役は、監査室や会計監査人と連携して、監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、監査役4名全員が社外監査役であります。

当社の取締役会は、当社の事業に精通した取締役3名及び他社等において経営者・専門家として専門的な知識・経験、幅広い見識を有する取締役3名（うち社外取締役2名）で構成しており、当社の取締役の職務執行について客観的な立場から監督と助言をいただけることを期待しております。取締役会においては、6名の独立性のある社外役員を含め、各取締役及び各監査役が活発な意見交換を行なって議論することで、相互牽制機能を有効に働かせております。

当社の事業内容及び企業規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮できるとする観点から、現行の体制が当社にとって最適であると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

特記事項なし

2. IRに関する活動状況

IR資料をホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDNetにおいて開示された情報や決算情報、有価証券報告書等について掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

コンプライアンス規程を始めとする社内諸規程に基づき、コンプライアンスの重要性を社内に周知・徹底し、適時・適切な情報開示を行うことで、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図っております。また、すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページ等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っていく方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築を企業の社会的責任の重要な要素と捉え、リスク管理体制・コンプライアンス体制・情報セキュリティ体制を中心に、会社全体としての体制整備と継続的な実施の推進に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示による経営の健全性・透明性の確保を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないということを基本方針とし、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。 また、反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」を定めており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで、情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。
--

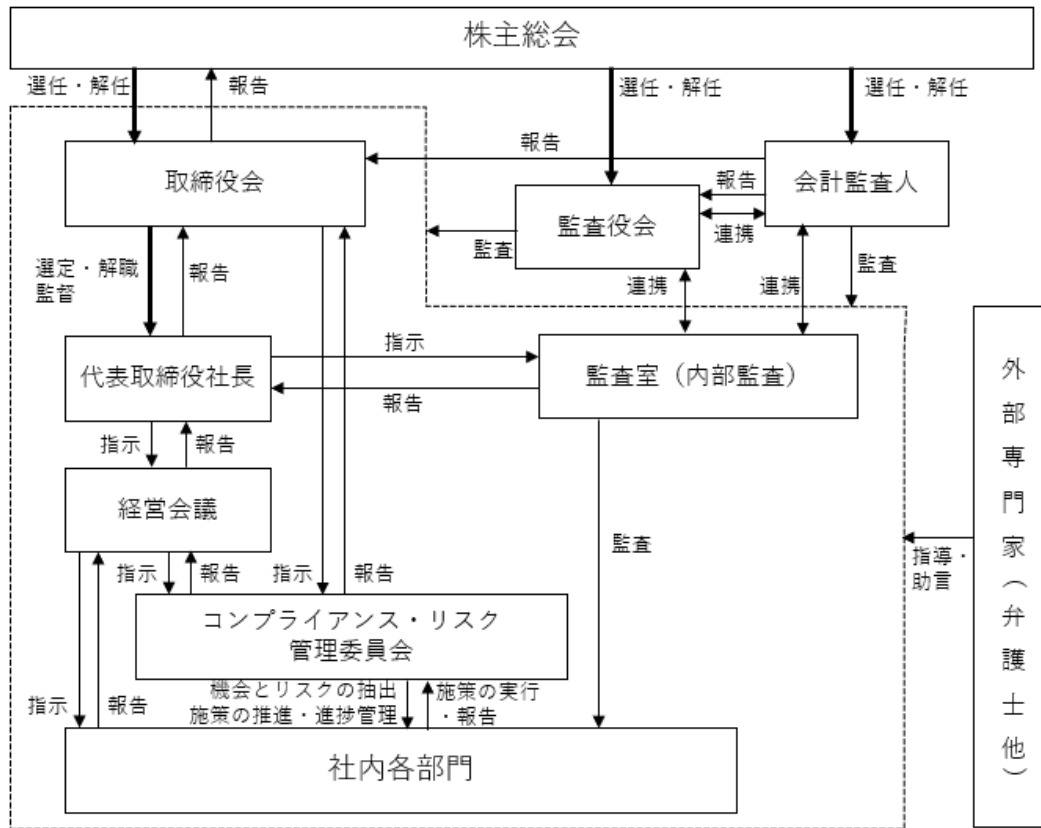
V. その他

1. 買収への対応方針(買収防衛策)の導入の有無

買収への対応方針の導入	なし
-------------	----

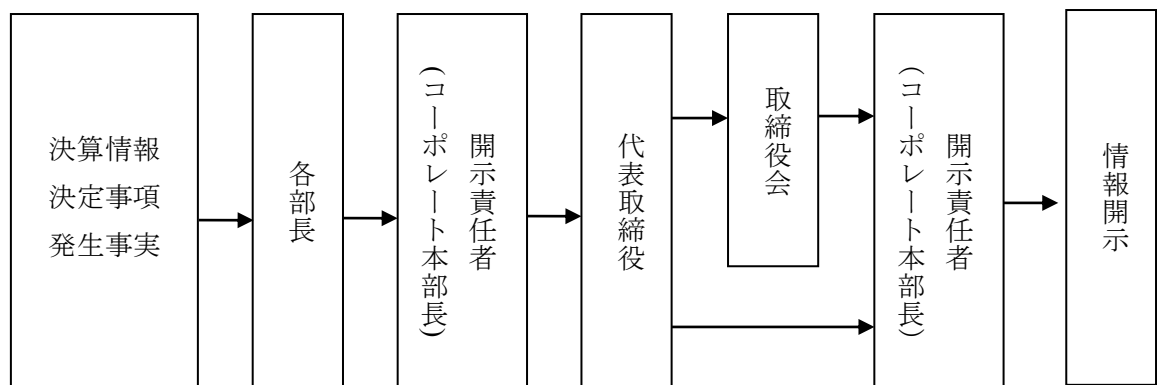
【模式図】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



以上